

## 入札説明書

令和7年旭川市告示第292号に基づく条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）については、旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年5月9日（金）

2 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階  
旭川市税務部資産税課家屋係  
電話 0166-25-9752  
FAX 0166-27-2146

3 入札に付する事項

- (1) 入札件名 旭川市固定資産税家屋評価システム一式賃貸借
- (2) 履行期間 令和7年8月1日から令和12年7月31日まで
- (3) 概要 仕様書のとおり
- (4) 履行場所 旭川市総合庁舎6階 サーバ室内  
旭川市総合庁舎3階 資産税課執務室内
- (5) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において営業種目「OA機器・通信機器等賃貸借（4010）」のうち取扱品目「コンピューター及び周辺機器賃貸借（4011）」、「システム一式（ソフトウェア含む）賃貸借（4016）」及び「ソフトウェア賃貸借（4017）」の全てについて入札参加資格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入

札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

## 5 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、4に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

### (1) 提出書類

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

### (2) 提出期間

令和7年5月9日（金）から令和7年5月21日（水）までの旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで

### (3) 提出場所 2に同じ。

### (4) 提出方法

持参、郵送又はファクシミリによること（郵送については提出期間に必着のこと。）。

### (5) 提出確認

申請書の提出があった者（以下「申請者」という。）には、申請書に受領印を押印の上、その写しを直接又はファクシミリの方法により交付する。

なお、申請書を提出したにもかかわらず、写しの交付がない場合は、2の担当部局に連絡し確認すること。

### (6) 入札参加資格の確認

申請者には、令和7年5月23日（金）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書をファクシミリにより通知する。

なお、通知期限の翌日において、いまだ通知がない場合は、2の担当部局に連絡し確認すること。

ア 入札参加資格を有すると認めた者には、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認められた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(7) その他

ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 市長は、提出された申請書を入札参加資格の確認以外の目的で申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書は返却しない。

6 入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和7年5月27日（火）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 2に同じ。

ウ 提出方法 郵送又は持参によること（郵送については提出期間に必着のこと。）。

(2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、令和7年5月29日（木）までに説明を求めた者に対し理由説明書をファクシミリにより通知する。

7 仕様書の質問等

(1) 仕様書等の内容について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類 質疑応答書（様式第2号）

イ 提出期間 令和7年5月30日（金）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 2に同じ。

エ 提出方法 電話連絡の上、ファクシミリにより提出すること。

(2) (1)の質疑応答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和7年6月3日（火）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 2に同じ。

8 開札の日時及び場所等

(1) 開札の日時 令和7年6月5日（木）午後2時

(2) 開札の場所 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階  
資産税課執務室内

(3) 開札の方法

入札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとし、落札者へ通知するものとする。

(4) 入札書の提出期限 令和7年6月4日（水）午後2時

(5) 入札書の提出方法

ア 入札書（様式第3号）を郵送又は持参すること。

イ 入札書を郵送により提出する場合は、その封書をさらに発送用の封筒に封入の上、宛名面左側に開札日、担当課、入札件名を朱書きすること。

ウ 旭川市委託契約等競争入札心得（別紙1）を承知すること。

## 9 入札の無効

公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び旭川市委託契約等競争入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、入札時点において4に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

## 10 入札手続等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除するため、落札者は落札後直ちに業務履行実績調書（様式第4号）を提出すること。

なお、同条第8号の規定により免除することが適当であるときは、過去3か年間に旭川市、他の地方公共団体又は国と種類をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行しているなど、契約を履行しないこととなるおそれがない場合をいう。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 契約条項

別紙2のとおり。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、不落札の場合、他の入札参加者の同意を得た上で、最低入札価格を示した者との協議を経て随意契約に移行する。

(6) 最低制限価格の設定 無

(7) 支払条件

毎月後払いとする。

なお、月額 は 契約金額を履行期間における全月数（60月）で除して得た金額とし、各月の翌月に支払う（この月額の算出において1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもって月額とし、その端数に全月数を乗じて得た金額を1回目に支払う月額に合算する。）。

#### 11 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該入札を延期又は中止することがある。

なお、当該入札が中止となった場合でも、申請書の作成及び提出に係る一切の費用は、申請者が負担する。

#### 12 入札執行回数

2回を限度とする。

#### 13 長期継続契約に係る契約解除

この契約は、旭川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年旭川市条例第40号）第2条第1号の規定に基づく長期継続契約であるため、契約書には「翌年度以降において本市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除する。」旨を規定する。

#### 14 その他

- (1) 入札参加者は、旭川市契約事務取扱規則、旭川市委託契約等競争入札心得その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) その他入札に関するの問合せ先は2に同じ。